

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 2024 年 2 月 21 日	
厚生労働大臣 殿	
(ふりがな) かぶしきがいしゃ おーえむしー	
②届出者 氏 名 株式会社 OMC	
代表取締役 村上 忠義	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ おーえむしー 株式会社 OMC
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 3 7 3 - 0 8 1 6 電話 0276 (60) 1238
	ぐんまけんおおたしひがしやじまちょう768ばんちの1
	群馬県太田市東矢島町 768 番地の 1
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別添届出制手数料に係る手数料表のとおり
⑧備 考	届出に関する担当者：代表取締役 村上 忠義 (090) 2646－8257

手 数 料 表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10 %（または 円） 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

・返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- ①入社以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 70%を返還するものとする。
- ②入社以後 1 ヶ月以内より 2 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする。
- ③入社以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 30%を返還するものとする。

許可番号 10-ユ-300515

事業所の名称及び所在地

株式会社 OMC

群馬県太田市東矢島町 768 番地の 1